

## 商品概要説明書

住宅ローン（後継者応援型）

（令和1年4月1日現在）

商品名	住宅ローン（後継者応援型）
ご利用いただける方	<p>○次のいずれかに該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当JAの正組合員の方。</li><li>・正組合員の農業後継者の方。</li></ul> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上51歳未満であり、最終償還時の年齢が満72歳未満の方。</p> <p>○前年度税込年収が200万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○農業者（専業農家および第一種兼業農家）の方は、150万円以上であること。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が3年以上の方。なお、公務員ならびに医師、弁護士、公認会計士の場合は、勤続（または営業）年数が1年以上の方。</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○農業後継者の方と正組合員である父母等が同居するための住宅、同敷地内において農業後継者の方が居住するための住宅、同一集落内に独立して取得する土地付住宅でご本人が所有（ご家族との共有を含む。）するものを対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①住宅の新築・購入（中古住宅も含む）</li><li>②住宅の増改築・改装・補修</li><li>③農舎または農業倉庫併用住宅の新築および増改築・改装・補修</li><li>④上記①～③に付随して発生する費用</li></ol>
借入金額	<p>○10万円以上2,000万円以内とし、1万円単位とします。</p> <p>ただし、所要金額の範囲内とします。</p> <p>なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済比率	<p>○年間元金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が40%の範囲内とします。</p> <p>※年間元金ご返済額には、本ローンの年間元金ご返済額のほか、他の借入金のご返済額も加えるものとします。</p> <p>※連帯債務者がいる場合、税込年収ならびに年間元金ご返済額を全額合算し、ご返済比率を算出することができます。</p>
借入期間	<p>○5年以上21年以内とし、1か月単位とします。</p>

借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p><b>【固定金利選択型】</b></p> <p>当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。</p> <p>お借入時の利率は、当JAの店頭およびホームページでお知らせいたします。</p> <p>固定金利期間終了時に、お申し出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申し出がない場合は、変動金利に切替わります。</p> <p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレートⅡ型）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレートⅡ型）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレートⅡ型）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。</p>
返済方法	<p>○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式、年1回返済方式（専業農業者および第1種兼業農家の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>
担保	<p>○ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。）に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。</p> <p>○当JAが指定する保証機関所定の審査基準により、建物に時価相当額かつお借入期間以上の火災共済（保険）にご加入のうえ、火災共済（保険）金請求権に第一順位の質権を設定させていただくことがございます。</p>
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（三重県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきます。なお、ご本人が正組合員の農業後継者である場合は正組合員資格者、正組合員である場合は正組合員の農業後継者に連帯保証人となっていただきます。</p>

保証料	<p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。          なお、保証料率は年0.20%となります。</p> <p>①一括払い          ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。  <b>【例】お借入額2,000万円あたりの一括支払保証料</b></p> <table border="1" data-bbox="539 421 1417 517"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>10年</td> <td>15年</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>概算保証料</td> <td>175,206円</td> <td>243,410円</td> <td>300,039円</td> </tr> </table> <p>②分割払い          約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。          また、分割払いをご選択いただいた場合は、ご融資時に一律保証料として30,000円をお支払いいただきます。</p>	お借入期間	10年	15年	20年	概算保証料	175,206円	243,410円	300,039円
お借入期間	10年	15年	20年						
概算保証料	175,206円	243,410円	300,039円						
団体信用生命共済	<p>○当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。          なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="539 907 1345 1104"> <tr> <td>団体信用生命共済名</td> <td>加算利率</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.20%</td> </tr> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.20%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.20%
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	なし								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.20%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.20%								
9大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。          年0.30%</p>								
手数料	<p>○ご融資の際、30,000円の事務手数料（消費税別）が必要です。          ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税別）が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利選択期間中及び固定金利</li> <li>①全額繰上返済の場合…30,000円</li> <li>②一部繰上返済の場合…20,000円</li> </ul> <p>ただし、50万円以上の一部繰上返済については手数料は無料です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利期間中は、JAいがふるさと融資関係手数料一覧表参照</li> </ul> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は1,000円の条件変更手数料（消費税別）が必要です。          ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は5,000円の取扱手数料（消費税別）が必要です。</p>								

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または総務部（電話：0595-24-5111（代））にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総務部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）</li> <li>・民間総合調停センター（大阪府）※</li> </ul> <p>※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。</p> <p>詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A いがふるさと